



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(12)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

滋賀県監査委員	清水	鉄	次
〃	奥		博
〃	村尾	慎	哉
〃	河瀬	隆	雄

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

- 1 監査テーマ 公金外の現金等の管理に係る事務について
- 2 監査執行期間 令和4年2月18日から令和4年3月31日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和4年4月22日
- 4 監査の結果(令和4年4月22日滋賀県監査委員公告「監査の結果に関する報告の公表公告」の5監査等の結果および意見の(3)総括的意見)および講じた措置の内容

対象機関名	総務部人事課、総務部行政経営推進課、会計管理局管理課
-------	----------------------------

監査の意見

① 県職員の関与する団体の会計事務の統一基準等の策定・提示等について

今回の監査において確認したところ、団体の目的・事業に照らして、団体の事務に県が関与する必要性については、県の施策推進等のため行っているものであり、その説明に合理性を欠くものはなかった。

一方で、団体の事務は、県職員が職務命令や兼職承認等により一定の公益性のある業務として携わっていることから、その事務処理について広く県民に対して説明責任を果たす必要があるとともに、取り扱う現金等は公金の取扱いと同様、正確性、透明性、効率性が求められるものであり、そういった事務処理に関する細則は、本来、団体の規程等に明確に位置付け、県職員が責任を持って事務に関与できる体制にあることが必要であると考えます。

しかしながら、会計事務に関し、団体の規程の整備状況を見ると、簡易な規程で具体的な手続が明確でないものや、県の手続に準ずる取扱いまたは慣例により処理しており、そもそも規程(規定)がない団体があった。

また、団体の会計事務の運用について、予備調査において、ある監査対象機関は「支出については、銀行振込を原則としており、キャッシュカードやインターネットバンキングが利用できれば、振込手数料の削減や事務の利便性の向上につながるが、一方で、入力時の誤りのチェックをどのように行うのか、また、暗証番号・ID・パスワードなどの安全な管理方法をどうするか。キャッシュカードやインターネットバンキングの利用なども含めて、公金外現金等の取扱いのガイドラインがあれば、公金外現金等の管理について適切に対応できると考える。」と述べており、団体の事務に関与する中で、「経済性・効率性」と「リスク管理」とのバランスをどう取るべきか課題として認識している意見も見られたところである。

全国的にみると、団体の現金管理に関しては、公金の取扱いに準じた全庁統一的な基準等を設けている都道府県の例も見られる一方で、本県には団体の事務処理に係る統一的な基準等がなく、現状は所管する所属に委ねられていることから、団体のリスク管理のレベルに差が生じており、団体としてのリスク管理が不十分な場合は、事件・事故が生じ、県の信用失墜につながるおそれがあることを認識する必要がある。

県職員が事務を行う団体は、組織・予算の規模が大小様々であることから、一律に会計事務のあり方を規定することは困難とも思われるものの、適正な会計事務を確保するうえで、現金・預金の管理の適正化や内部チェック体制の確立など、団体として最低限必要な事務体制・手続を定める必要がある。

その前提として、県としては、団体において、リスク管理が十分になされ、事件・事故の発生を抑えることができるよう、また、県職員が団体の会計事務に関与する上での様々なリスクに適切に対応できるよう、統一的な基準(例：会計事務マニュアル)の策定・提示することを検討されたい。

② 事務適正化推進(県における内部統制制度)における「公金外の現金等の管理」について

上記①の参考となる取組として、県立学校で管理する公費以外の私費に関する会計である学校徴収金会計について、保護者等から信託された「準公金」として適正な会計処理を図るため、教育委員会事務局において平成15年4月から「学校徴収金取扱要領」を、また、平成23年4月から「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」を整備し、施行している。

しかしながら、令和3年度に実施された滋賀県包括外部監査(テーマ：教育に関する財務事務(主に学校教育に係るもの)の執行について)では、県立学校において要領等に基づく事務手続ができていない事例が多く見受けられ、学校徴収金会計に関して多くの指摘事項・意見が出されている。

実際、教育委員会事務局では、「学校徴収金の適正な取扱いに向けた自主点検の実施について」(令和3年7月26日付け滋教委教総第645号教育委員会事務局教育総務課長から各県立学校長あて通知)を通知しており、その内容は、要領等に基づかない学校徴収金の運用事例が検出されたため、教育委員会事務局が作成した「学校徴収金適正管理チェックリスト」を県立学校に配付し、自主点検の実施ならびに今後の定期的な点検に活用するよう通知し、学校徴収金の管理の適正化を図っているとのことであるが、このことから、単に統一基準を提示し、団体の運営に反映させる(任せる)だけでなく、その運用が適切になされているかどうか、県(所属)としても定期的にチェックする機会を設けることが必要である。

本県では、「滋賀県事務適正化推進方針」および「滋賀県事務適正化推進要領」を定め、令和2年4月から事務の適正な管理および執行を確保する取組である内部統制制度を導入し、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、県民から信頼される県政の実現を目指すとともに、職員にとっても、安心して働きやすい職場環境の実現を目指している。

この取組については、運用上、対象事務が「財務に関する事務」とされており、今回の監査対象である「公金外の現金等の管理に係る事務」については、適用対象外としているが、全国をみると、内部統制制度の適用対象事務としている県もある。

県職員が職務命令等により一定の公益性のある業務として携わっていること、また、扱う対象が公金外とはいえ「現金・預金等」であり、公金の取扱いと同様、正確性、透明性、効率性が求められるものであることを総合的に勘案すると、本県においても内部統制制度の対象とし、事務適正化推進チェックシートのチェック項目に入れるなど、所管課が定期的にチェックする機会をルール化するなどの取組を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

県職員が関与する団体の会計事務については、滋賀県財務規則の適用を受けるものではないものの、県職員が一定の公益性のある業務として関与していることから、公金の取扱いに準じて会計処理の適正性・透明性の確保が求められる。

このため、団体として最低限必要な事務体制・手続を定める必要がある旨指摘があったところであり、各団体が自主的に会計事務の諸規程を整備する上で参考となる「留意事項」をまとめ、令和6年3月に全庁に周知した。

現段階では公金外の現金等の管理に係る法令や適正性の判断基準が存在しないことから、内部統制制度の対象とすることは困難であるが、県職員が職務に関連して管理等を行っており、適正性・透明性が求められることから、まずは、上記「留意事項」を周知し、各団体において自主的な取組を行うよう呼びかけていく。その上で、知事部局において内部統制制度の対象とするかどうかについて、対象追加の運用に係る職員の事務負担等と得られる便益を比較考量して検討していくとともに、検討に当たっては、事務適正化に向けた自主的な取組が進められている行政委員会等の動向を引き続き注視していく。

この検討状況については、内部統制制度の評価時に確認を行うとともに、不適切な事務処理発生の未然防止に取り組んでいく。

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

滋賀県監査委員	清	水	鉄	次
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	河	瀬	隆	雄

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

- 1 監査テーマ ソーシャルメディアの利用状況等について
- 2 監査執行期間 令和5年3月15日から令和5年3月31日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和5年4月21日
- 4 監査の結果(令和5年4月21日滋賀県監査委員公告「監査の結果に関する報告の公表公告」)の6監査等の結果および意見の(4)総括的意見)および講じた措置の内容

対象機関名	総合企画部DX推進課
監査の意見	<p>① リスク管理について</p> <p>ソーシャルメディアによる情報発信は利便性が高いがゆえに、誤った情報や不正確な情報が瞬時に広まる、不適切な表現により不測の事態を招く等のリスクを抱えており、ひとたびトラブルが発生すれば県全体の信用失墜につながるおそれがある。</p> <p>DX推進課においては、ソーシャルメディアを利用する際の条件(以下「利用条件」という。)を定め、全庁に通知するとともに、遵守状況の確認として、長期間情報発信が行われていないアカウントの把握を行う等の対応がとられていた。しかしながら、監査の結果、各機関で利用条件を遵守していない事項が見受けられ、特に業務委託で散見されたことから、各機関において利用条件の適用範囲や内容が十分に認識されているとは言い難い状況にあった。これは、DX推進課による周知や遵守状況の確認が十分でないことも一因として考えられることから、利用条件の周知や遵守状況の確認が実効性のあるものとなるよう取り組まれたい。</p> <p>また、トラブル事例を把握して庁内で共有するとともに、把握した事例や新たなセキュリティリスク等を踏まえ、利用条件を適宜見直すことが重要であると考えられるが、これまでトラブル事例の積極的な把握は行われておらず、利用条件の見直しはされていたものの、十分とは言えない状況であった。ついては、全庁的にトラブル事例の把握、原因分析や情報共有に努めるとともに、それらも踏まえて、各機関においてソーシャルメディアの適切な利用が図られるよう、利用条件の見直しを検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>ソーシャルメディアを利用した情報発信に際しては、滋賀県が公式に発信する情報であることを明示し、誤情報や偽情報の拡散を防ぐことが重要であることから、利用届が提出されたソーシャルメディアは、公式のものである証として滋賀県ホームページで一覧掲載し、その真正性を確保している。</p> <p>業務委託の場合を含め、ソーシャルメディアサービスを利用する際は、利用届の提出に併せ、遵守すべき利用条件があることについて、令和6年2月にグループウェアの全庁向けお知らせに掲示し、あらためて周知徹底した。</p> <p>また、新たにアカウントが開設される際には、広報活動が多く行われることから、その活動を確認し、利用届が提出されていない場合は、担当機関に対して提出を促すこととしている。</p> <p>発信情報の信頼性を確保するため、6か月以上にわたり情報更新がされていないアカウントについては、定期的に情報更新時期に関する調査(以下「本調査」という。)を行い、アカウント廃止を促進している。なお、令和6年1月実施の本調査では、トラブル事例とその解決方法等の情報を収集し、令和6年3月にその結果を取りまとめ、庁内で共有した。</p> <p>利用条件については、新たなリスクや事例の発生を踏まえた柔軟な見直しが必要であると認識しており、真正性と信頼性を確保できるよう、トラブル事例の把握とその原因分析により、必要に応じた利用条件の改正に</p>

努めていく。

対象機関名 知事公室広報課、総合企画部DX推進課

監査の意見

② 効果的な活用について

ソーシャルメディアを利用した情報発信を効果的かつ継続的に行うためには、各機関においてソーシャルメディアを活用できる人材を育成し、広報力の底上げを図ること、さらに、関係機関の情報発信をうまく連携させることで、県全体の発信力強化につながる事が重要である。

広報課においては、ソーシャルメディアの活用について、広報研修動画(SNSの活用)の提供等の取組を行っているところであるが、研修の受講を希望する機関の割合は高く、多くの機関で人材の育成を課題とされていた。これは、ソーシャルメディアの活用について、情報発信に必要とされる知識や技術が多岐にわたること、魅力的なコンテンツ作成や効果的な発信を行うためのノウハウが十分でないこと等が要因として考えられる。については、DX推進課とも連携して、各機関が希望する内容等も踏まえた研修の実施や教材の提供等について検討されたい。

また、発信するコンテンツの魅力を高め、効果的な情報発信を行うためには、担当職員への個別支援も有効であると考えられることから、併せて専門人材による相談支援が受けられる方策についても検討されたい。

さらに、庁内連携による県の発信力強化については、広報課において、庁内会議等を活用した取組が検討されているところであるが、ソーシャルメディアを利用した情報発信についても、広報課が中心となって、関係機関の職員による情報交換会や研究会を開催する等、取組を推進し、ソーシャルメディアの特性を生かした情報発信が相乗効果によりさらに充実するよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

ソーシャルメディアを利用した情報発信については、各機関がそれぞれの媒体の特性を踏まえて有効に活用できるよう、県庁全体でスキルの底上げを図ることが重要であることから、各機関の職員に対して研修内容に関する希望を把握した上で、ソーシャルメディアの実務運用をテーマとした広報スキルアップ研修を令和5年8月に実施した。当該研修の動画については、今後も教材として提供し、各機関において新たにソーシャルメディアを利用する職員のスキルアップにも活用する。

また、各機関が発信するコンテンツの魅力を高め、効果的な情報発信につなげられるよう、令和4年度から専門家による相談支援が受けられる「オンライン広報何でも相談室」を開設し、相談を希望する担当職員への個別支援も行っており、令和5年度には相談内容をイメージしやすくするため、相談例を記載したチラシを作成し、庁内周知にも注力している。

さらには、令和5年6月から、関係機関の職員による情報共有や庁内連携を目的として、ビジネスチャットのグループを立ち上げ、随時、運用を行うとともに、広報課とDX推進課が連携し、新たな機関の参画を促している。

今後も、職員研修や関係機関の情報発信を連携させる取組を継続し、県全体の発信力の強化につなげられるよう努めていく。